# 「子ども１１０番の家」実施要項

光市青少年センター

１　趣 旨

全国的に子どもが被害者となる事件が多発する中、警察や学校・保護者・地域住民が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりが求められている。

本事業は、子どもが通学時等に不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときに、子どもの緊急の避難場所となる「子ども１１０番の家」を設置し、子どもが被害に遭う犯罪の未然防止を図ることを目的とする。

２　「子ども１１０番の家」の役割

子どもが不審者に遭遇し、身の危険や不安を感じたときの緊急の避難場所となり、主に次のことを行う。

（１）子どもの保護

（２）警察への１１０番通報（保護した子どもの家庭、在籍する学校への連絡を含む）

３　実施方法

（１）「子ども１１０番の家」の募集及び登録

ア　市民から協力家庭等（商店や事務所等を含む。以下同じ。）を募集する。

イ　「子ども１１０番の家」の登録は、「『子ども１１０番の家』登録申請書」を光市青少年センターに提出する。

ウ　光市青少年センターは、「『子ども１１０番の家』名簿」を作成し、光市防犯協会に提出する。（作成した名簿は，本事業のみにおいて使用する。）

（２）「子ども１１０番の家」の表示

ア　「子ども１１０番の家」を指定した家や事業所等には、光市防犯協会から「子ども１１０番の家」のぼり旗を交付する。

イ　「子ども１１０番の家」を指定した家や事業所等は、外部から見えやすい位置に上記のぼり旗を掲げる。

（３）指定の解除

ア　受託者は，指定解除の申し出を行うことができる。委嘱者は、受託者から指定取消の申し出があったときは、「子ども１１０番の家」の指定を解除する。

イ　「子ども１１０番の家」の取消は、「『子ども１１０番の家』取消申請書を光市青少年センターに提出する。

（４）　救助を求められたときの措置

ア　「子ども１１０番の家対応マニュアル」に基づき、警察への通報を行う。

イ　警察官が到着するまでの間、子どもの安全を確保する。

（５）　その他

ア　「子ども１１０番の家対応マニュアル」を電話近くに掲示するなど、迅速に対応できるようにする。

イ　家族等へも、具体的な対応方法について周知徹底しておく。

【問合せ先：光市青少年センター　電話：０８３３－７２－２２４５】

平成２９年７月作成

# 「子ども１１０番の家」協力者の募集

「子ども１１０番の家」にご協力いただける家庭を募集しています。

「子ども１１０番の家」とは、子どもの見えやすい場所にのぼり旗を掲げ、助けを求めて駆け込んできた子どもの安全を確保する場所です。ご協力いただける方は、下記の申請書にご記入いただき、光市青少年センターへご提出ください。

◇駆け込んできた子どもには思いやりのある対応をお願いするとともに、警察や子どもの家庭や学校に通報していただくようお願いいたします。
◇危険を冒してまで不審者を追跡したり、取り押さえたりするなどの対応を求めているものではありません。
◇協力することができなくなる際は、光市青少年センターにご連絡ください。

## 「子ども１１０番の家」（　登録　・取消　）申請書

令和　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 氏名（ふりがな）<br>（商店・事務所等） | |
| 住　　所 | 〒 |
| 電　話　番　号 | 自宅：（　　）<br>携帯：（　　） |
| 学　　区 | 小学校区 |

◆登録される方は、以下の１を、取消される方は、２を○で囲んでください。

１　「子ども１１０番の家」の取組に協力したいので、「子ども１１０番の家」の登録を申請します。
※ご記入いただいた申請内容は「子ども１１０番の家」実施のために使用するもの（子ども１１０番の家マップへの登載、及び登録者の確認・連絡等）で、その他の目的には使用しません。

２　「子ども１１０番の家」の取組を取りやめたいので、「子ども１１０番の家」の登録取消を申請します。

【問合せ先：光市青少年センター　電話：０８３３－７２－２２４５】